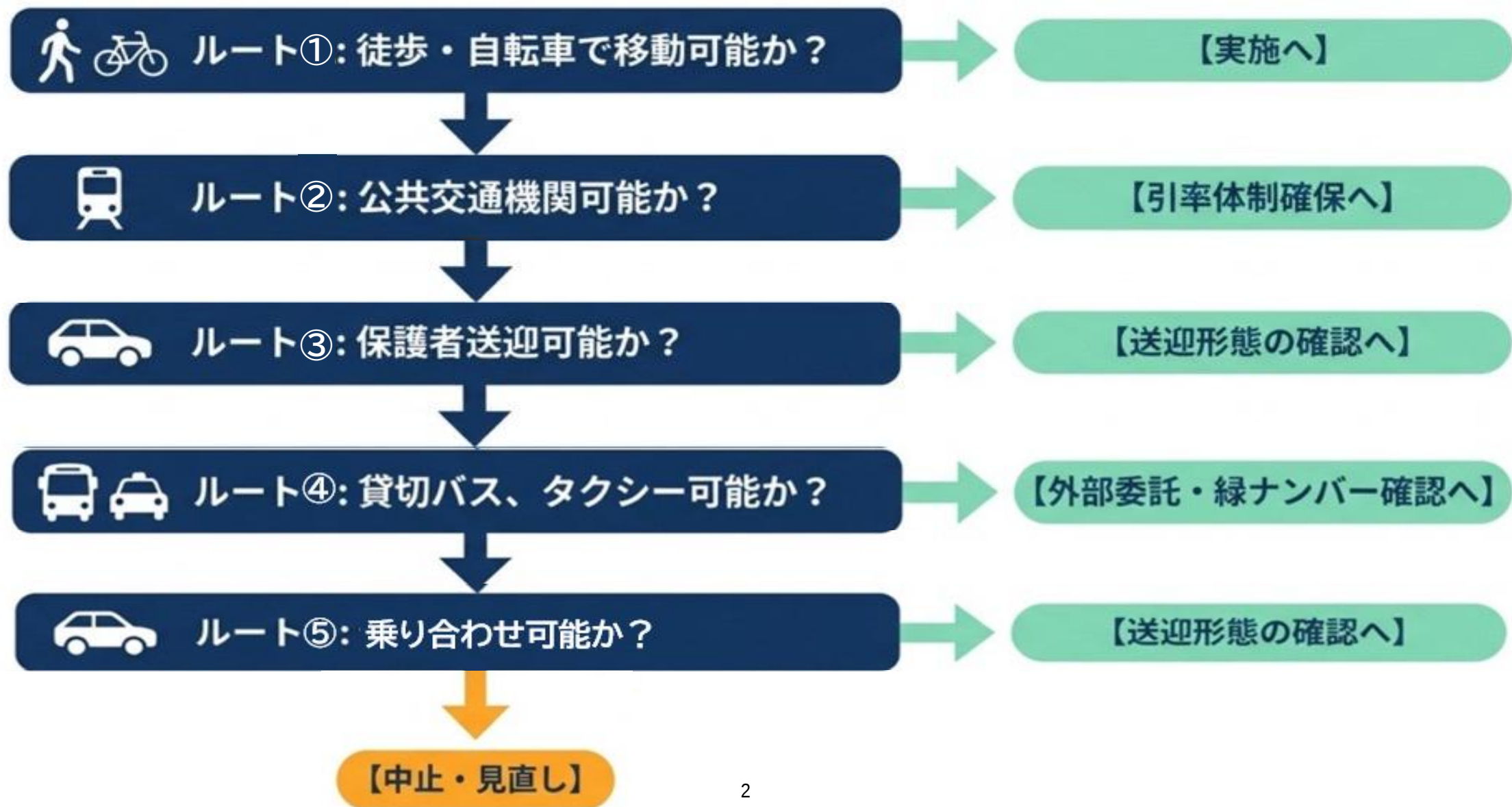


部活動における児童生徒の安全な 移動に関する通知について

- 1 移動に係るフロー
- 2 送迎における事故発生時の責任の考え方
- 3 論点１ 市が賠償責任を負う方法について
- 4 論点２ 教員の運転について
- 5 運転者要件（年度登録）
運転者要件（当日確認）
- 6 保険内容
- 7 乗り合わせについて
- 8 通知の概要

1 移動に係るフロー



2 送迎における自動車事故発生時の責任の考え方

項 目	保護者運転	教員の運転
刑事責任	運転者本人が負う	運転者本人が負う
行政責任 (免許停止等)	運転者本人が負う	運転者本人が負う
民事責任 (損害賠償責任)	運転者本人及び 車両所有者が負う	運転者本人が負う <u>国家賠償法が適用されれば</u> 設置者が賠償責任を負う

3 論点1

部活動の送迎中に保護者が事故を起こした場合、市が賠償責任を負う方法について

○市が責任を負うという考え 【弁護士整理】

- ①市が部活動の送迎を**教育活動の一環**として位置付ける
- ②**保護者の運転**が国家賠償法上の「**公権力の行使**」となる可能性
- ③保護者に送迎業務を**市教委が委託（事業化）**する
- ④保護者が国家賠償法上の「**公権力の行使にあたる公務員**」となる**可能性**がでてくる
- ⑤事故があった際、市が**民事上の賠償責任を負う**ことになる

○実施上の課題【国家賠償法適用を前提とする場合】

- ☐ 部活動の送迎が**公権力の行使**にあたるのか
- ☐ 市と保護者との**委託契約**が必要
- ☐ 送迎中の**私的行動（寄り道、買い物等）の整理**が必要

現時点での法的整理

送迎について「**公権力の行使**」と認められた判例は現在まで存在しない

送迎が「**公権力の行使**」にあたるかは裁判所判断となるため、市が委託した保護者が送迎した場合に国家賠償法が適用され、個人の責任が否定されるかは極めて不透明

4 論点 2

教員の運転について

【前回の提案】

『教職員は原則として部活動送迎において車両の運転を行わないこと』

・学校の設置者は運転者となることが想定される教職員を対象として安全管理の責任者や運転者としての安全意識の啓発・研修等を実施することが望ましい。（6.30文科省スポーツ庁通知）



【今回の通知案】

中学校においては、これまでどおりとする。

高等学校においては、生徒送迎の運転者要件を承諾する教職員に対し、

市は任意保険の確認（対人無制限）及び安全研修を行う。

5 乗り合わせに係る運転者要件

「運転従事に係る承諾書」を提出

年度登録

※運転者要件を承諾した者が、年度始めに顧問に提出し、学校が確認する。

必須要件	保護者	教職員
運転従事に係る承諾書提出	必須	
自賠責保険への加入	必須	
車検の有効期間内	必須	
任意保険（対人賠償無制限）に加入	必須	
過去2年間に重大な交通違反がない （飲酒運転、無免許運転、ひき逃げ、著しい速度超過）	必須	
過去2年間に重大な交通事故がない	必須	
有効な運転免許証を所持している	必須	
安全運転指針・交通事故防止マニュアルの理解	必須	
安全運転研修を受講	—	必須

運転者要件を承諾し、要件を満たす場合に限り送迎を行う。

5 乗り合わせに係る運転者要件

当日確認

「運転前安全確認チェックシート」を提出

※送迎開始前にすべての確認要件を満たしていることを顧問が確認する

運転前安全確認チェックリスト（確認要件）	保護者・教職員
酒気帯び（アルコールチェック記録）	必須
体調（発熱・眠気・めまい・疲労感等）	必須
運転に支障を及ぼす服薬の有無	必須
運転免許証の所持	必須
車両点検（ブレーキランプ・タイヤ等）	必須
道路交通法・法令順守の確認	必須

運転者要件を承諾し、かつ確認項目を満たす者に限り当日の送迎を行うことができる。

6 保険内容

※相手方…運転者や契約車両所有者、その家族、親族を除く他人

	保険の種類	概要	主な補償対象	具体例
必須	自賠責保険 (強制保険)	法律により加入が義務付けられている保険	相手方の怪我・後遺障害・死亡（対物事故は補償なし） 同乗者（他人）	同乗者（他人）の怪我にも対応 ※限度額：怪我120万円、後遺障害4千万円、死亡3千万円
	任意保険 (対人賠償)	自賠責保険で補償しきれない人的損害を補償する保険	相手方の怪我・後遺障害・死亡 同乗者（他人） 、歩行者、自転車利用者等	同乗者（他人）の怪我にも対応。自賠責の超過分
推奨	任意保険 (対物賠償)	他人の財物に与えた損害を補償する保険	相手車両、建物、電柱、ガードレール、信号機等	他車への追突、店舗やフェンスの損壊等
	人身傷害保険	過失割合に関係なく契約車両の搭乗者全員の損害を補償	運転者・全ての同乗者	骨折や入院、通院をした場合に実費相当分を補償
	搭乗者傷害保険	搭乗中のけがに対しあらかじめ決められた額を補償	運転者・全ての同乗者	骨折や入院、通院をした場合に定額補償

7 通知の概要

熊本市・学校・保護者が生徒の安全確保について相互に連携して取り組む

熊本市

- ・安全運転指針や事故防止マニュアル、運転前チェックリスト、研修資料等を整備し、学校へ周知する。
- ・運転者要件や保険加入要件を定める。
- ・運転が想定される**高等学校の教職員への安全に関する研修を実施**する。
- ・Q&A等を作成し、制度の理解促進を図る。

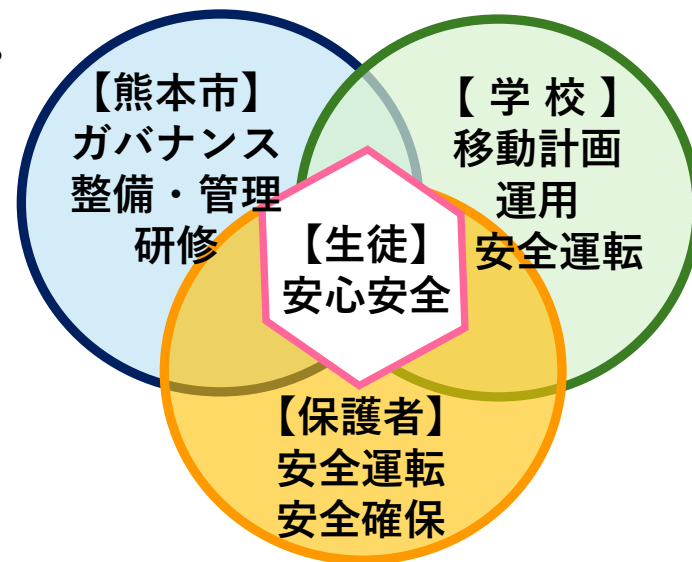
学 校

- ・安全運転指針や事故防止マニュアル、研修資料等について、教職員及び保護者に周知する。
- ・教育的意義と安全面とのバランスを踏まえた無理のない活動計画を策定する。
- ・年間活動計画や大会参加予定を早期に示し、保護者が見通しをもって準備できるよう配慮する。
- ・移動計画を作成し、運転者要件の確認を行う。
- ・生徒が自ら危険を予測し、安全に行動するための判断力や態度を育成する。
- ・貸切バスを契約する場合は、**学校長が事業者と適切に契約**をする。

【高校】・運転者要件を承諾する教職員は送迎を行う。

保護者

- ・安全運転指針や事故防止マニュアル等を読み、運転者要件や送迎に関するルールを理解する。
- ・学校から示された**安全運転及び関係法令の遵守**に努める。
- ・希望者は**運転従事に係る承諾書**を提出する。
- ・送迎に関する課題や安全上の懸念について顧問と情報共有する。

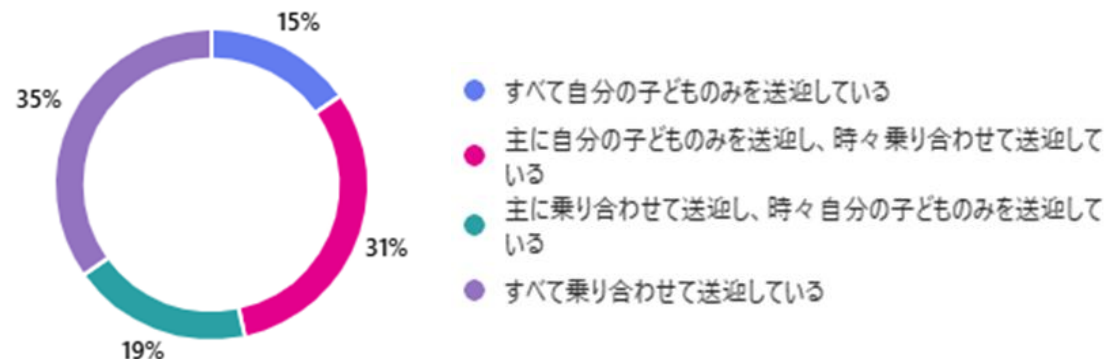


參考資料

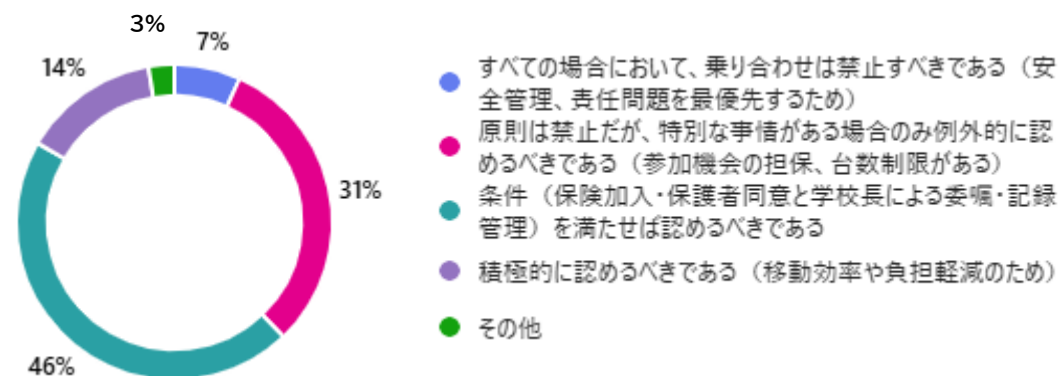
保護者アンケート

すぐーるによるフォーム回答 回答数3,755名 ※(3)(4)は複数回答

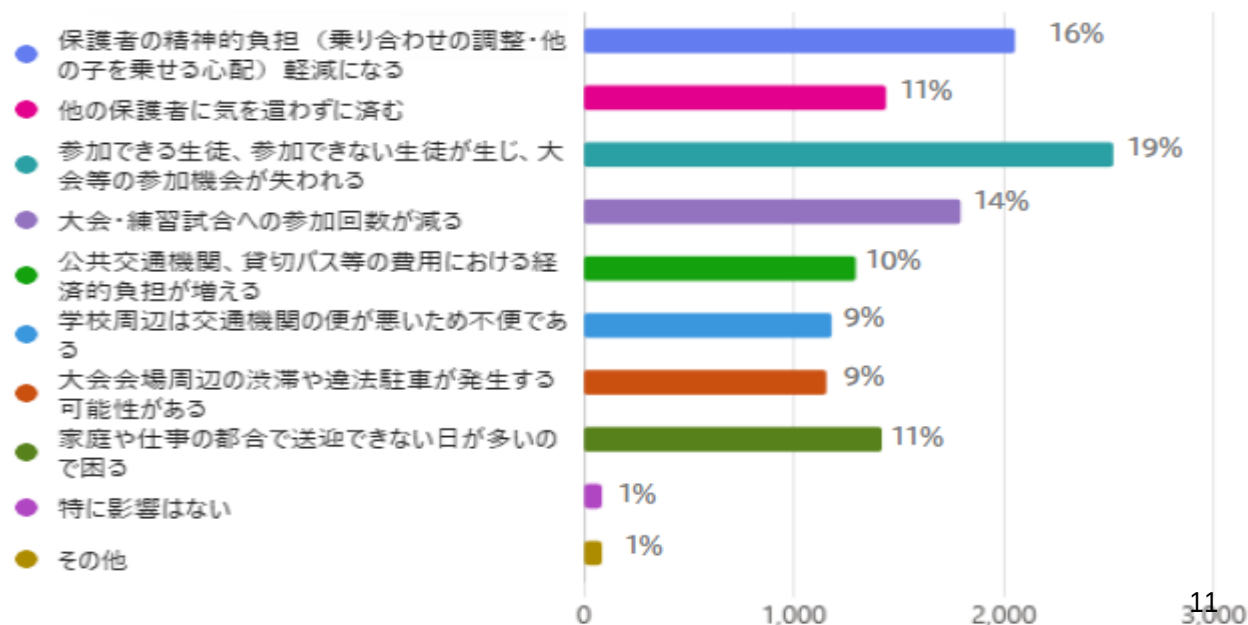
(1) 送迎の方法について



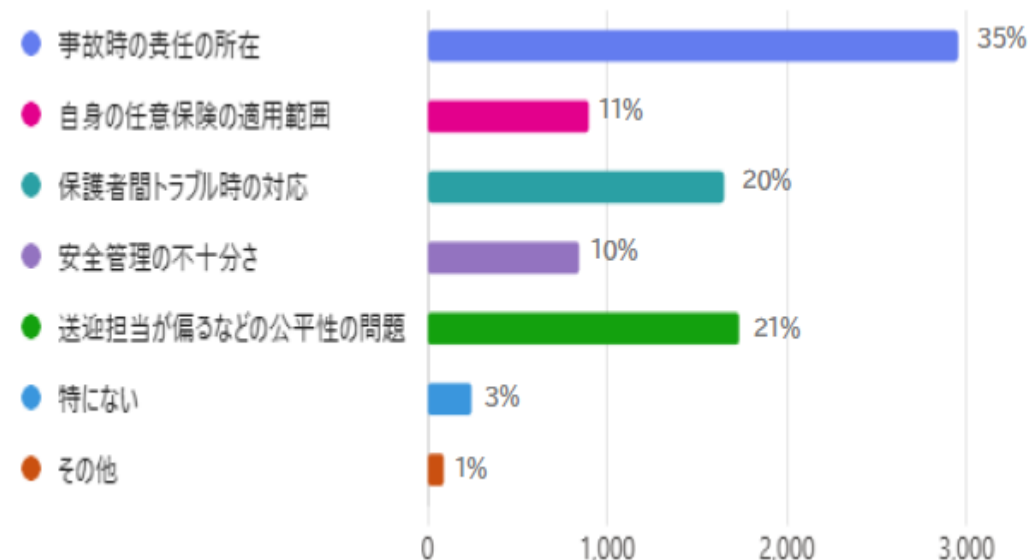
(2) 乗り合わせについてどのように考えるか



(3) 乗り合わせを禁止した場合、どのような影響が考えられるか

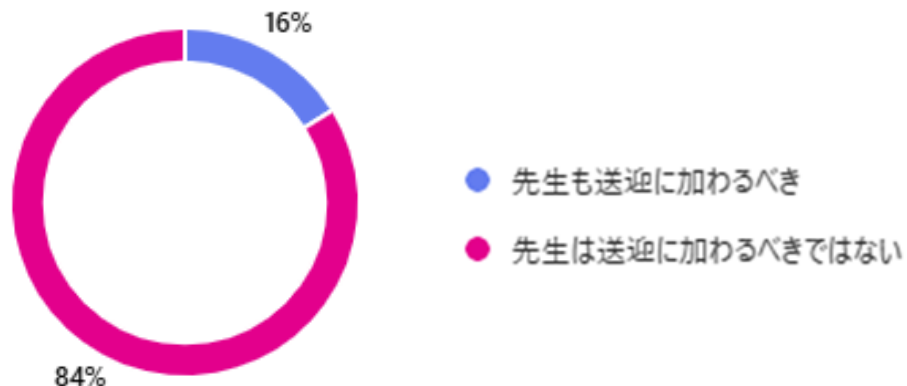


(4) 乗り合わせについて不安や懸念に感じること



保護者アンケート

(5) 教員が生徒を乗せて大会等の送迎を行うことについて



【その他の意見】

○顧問が練習・試合・コンクールの場所を決めるし最初から最後までいるので最も適任である。保護者は送迎の時だけ必要とされるが遠方などの場合1日時間を使うのが難しい場合が多い。

▲基本は保護者が送迎し、先生方は指導や大会運営に専念してほしい。
ただ、禁止するのではなく、緊急時のみご対応頂けると安心に思える。

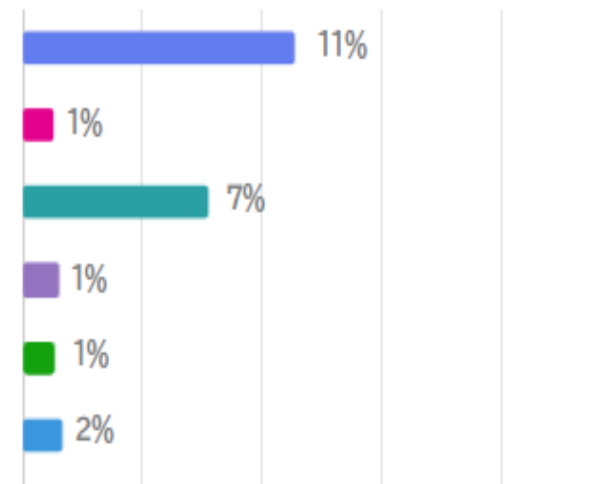
×教師の役割、保護者の役割に線引きをしないと、なんでも教師の負担になる。送迎は保護者負担でいいと思う。我が子の部活動のため、保護者の役割ということを保護者が認識すべき。

×教員に送迎を負担させるような考えは、今後教員不足に拍車がかかると容易に予想される。

・貸切バス等で行く県大会や遠征のときは顧問の同乗は必須だと思う。

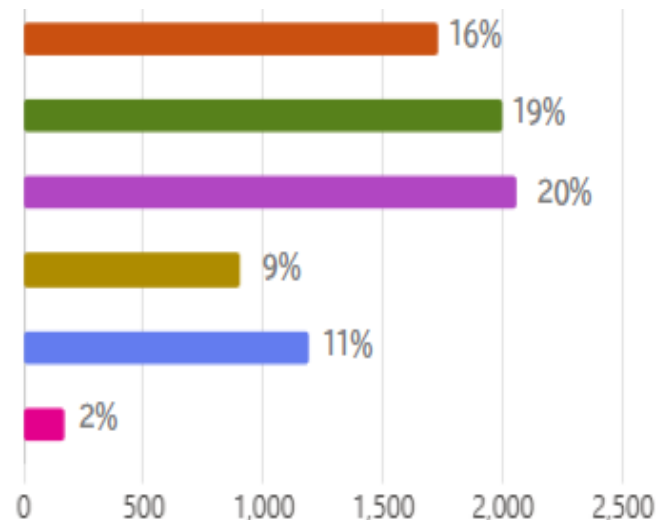
【送迎に加わるべきと考える理由】

- 先生がOKなら送迎してもらってもいいのではないかと
- 保護者にばかり責任を押し付けるのではなく先生も送迎をするべきではないか（保護者の負担軽減のため）
- 送迎ができない家庭もあるため、先生が送迎を手伝ってくると助かる
- 公共交通や保護者の送迎だけでは対応が難しく、移動手段の確保が必要のため先生も送迎してほしい
- 先生が運転した方が緊急時の対応（体調不良・トラブル時）を迅速に行えるため
- 適切なルールや保険等の条件を整えれば、先生の方が安全に実施できると考えるため



【送迎に加わるべきではないと考える理由】

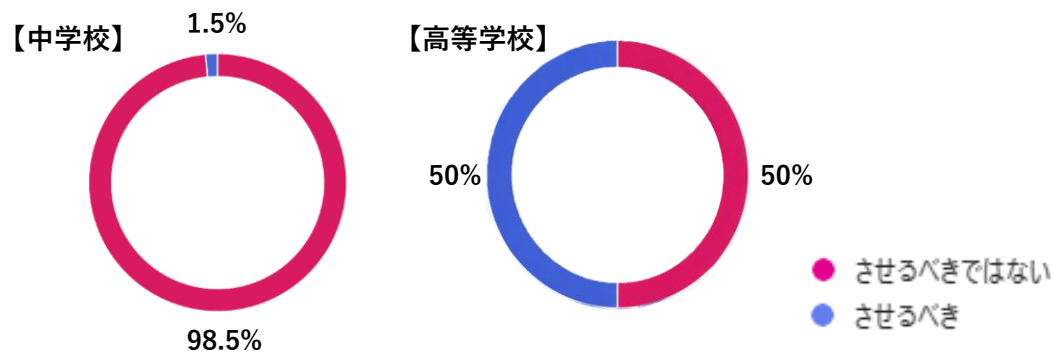
- 部活動の送迎は保護者の役割であり先生ではなく保護者が行うべきである（指導は先生、保護者が行うべき）
- 先生は指導や役員、審判などを担っているため、負担を掛けられない
- 送迎まで先生に担わせて負担をかけると、顧問のなり手がなくなるのではないかと
- 先生たちは役員をしていることが多く、大会終了まで待つとなると子どもたちの疲労が蓄積する
- 先生の中には運転に不安のある人もおり、保護者から依頼された場合に断りにくい状況が生じる
- その他



教職員アンケート

フォーム回答 回答数824名

(6) 管理職として、先生たちに部活動の生徒輸送をさせるべきだと思いますか？



【管理職の意見】

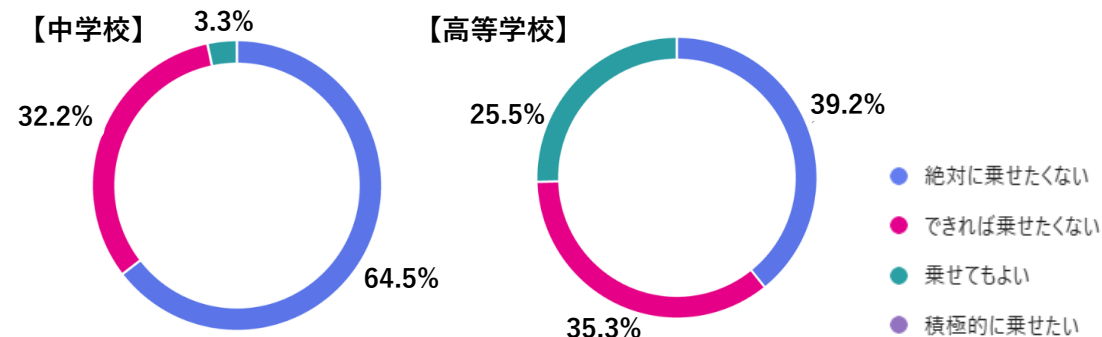
【中学校】

- ・ 事故発生時の責任・補償への懸念が最も大きいためさせたくない。
- ・ 教職員の業務負担増加や働き方改革の観点から、教職員による生徒輸送には反対。
- ・ 保護者送迎を原則とし、教職員による輸送はこれまでどおり行わないようにするべき。

【高等学校】

- ・ 遠方から通学する生徒や下宿生がおり、保護者送迎が困難である。
- ・ 貸切バスの手配や運転手確保には大きな費用負担が伴う。
- ・ 運転による不安はあるが、輸送手段が確保できないことで大会参加や遠征機会が制限されることは避けたい。
- ・ 遠征等の実績を踏まえ、十分な安全対策や保険加入を条件に、希望する教職員の運転を容認していただきたい。

(7) 自身が生徒を乗せて大会等の送迎を行うことについて



【教職員の意見】

【中学校】

- ・ 事故後の保護者対応、訴訟、報道等を考えると負担が大きすぎる。
- ・ 部活動指導だけでも大きな負担であり、送迎まで担うことはできない。
- ・ 教職員の善意や自己犠牲に頼る仕組みは限界である。
- ・ 生徒輸送は保護者責任のもとで行うべきである。
- ・ 車が足りない場合は、外部の運転手や業者に依頼すべきである。
- ・ 緊急時以外は教職員が生徒を乗せるべきではない。
- ・ 部活動の大会参加回数や遠征の必要性を見直すべきである。
- ・ 部活動指針を徹底すべきである。

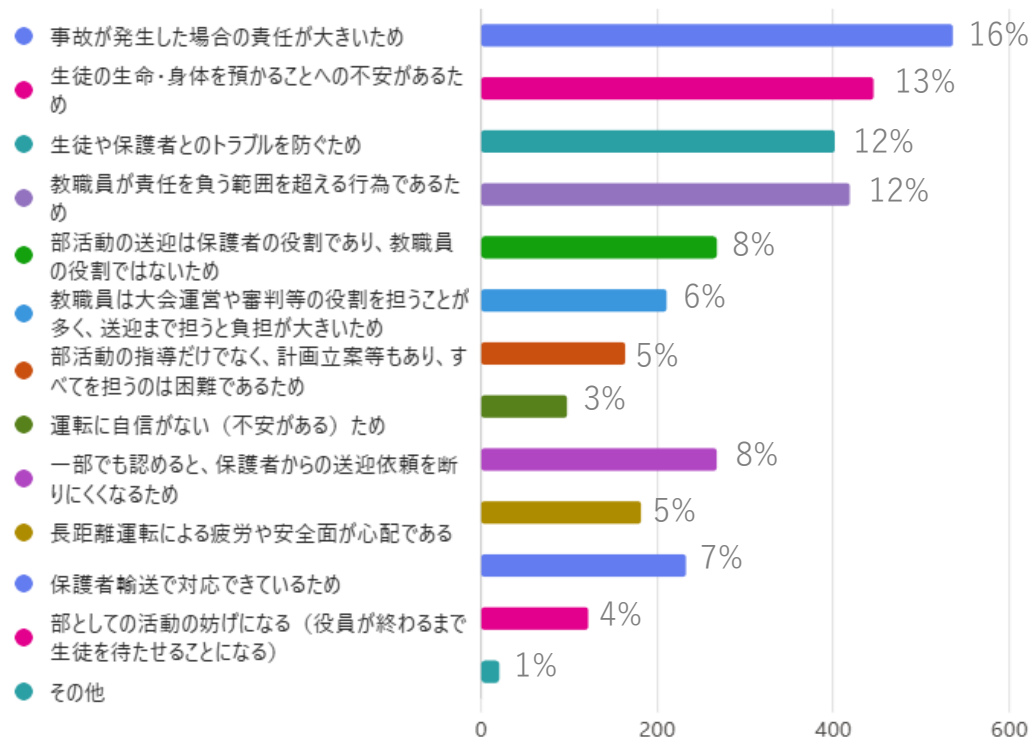
【高等学校】

- ・ 運転するならば、運転者講習や保護者同意書の提出が必要である。
- ・ 密室でのハラスメントは事実確認が難しく、リスクが高い。
- ・ 公共交通機関では行きにくい会場があり、移動手段として有効である。
- ・ 遠征時の貸切バスやレンタカー等の費用が高く、保護者の負担軽減になる。
- ・ 他の移動手段より効率的であり、遠距離遠征等への対応に幅をもたせることができる。
- ・ 遠距離遠征や公共交通機関の制約から輸送手段の確保が課題であり、条件を整備した上で可能としてもらうと助かる。
- ・ 教職員への強制は避け、必要な手順や安全条件を整えた上で、運転を選択肢の一つとして認めてもよい。

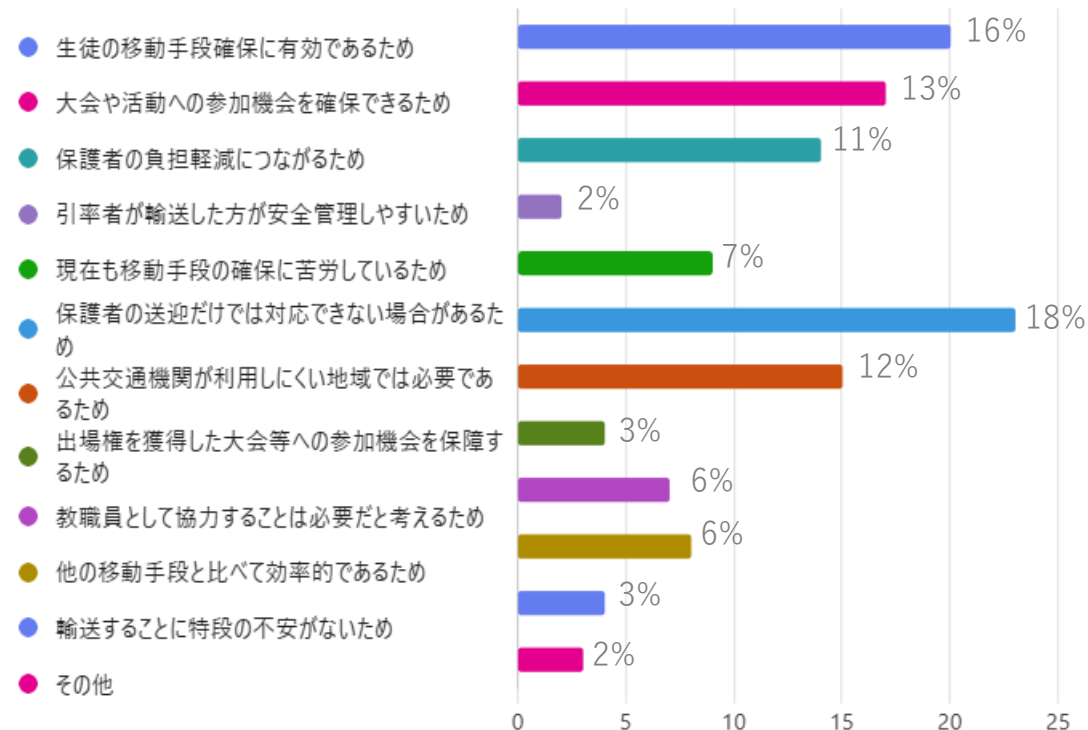
教職員アンケート（その2）

フォーム回答 回答数824名 ※理由は複数回答

【「絶対に乗せたくない」「できれば乗せたくない」と考える理由】



【「乗せてもよい」と考える理由】



6.30文科省・スポーツ庁通知の要旨

【安全確保策】

- 社会科見学や修学旅行などの教育課程内の活動は原則、公共交通機関や貸し切りバス、スクールバスを利用することを基本

【部活動の遠征やボランティア参加など教育課程外の任意の校外活動】

- 事業者が少ないといった地域の実情も踏まえてレンタカーや教職員・保護者の自家用車利用も想定。

【教育課程の内外にかかわらず】

- 移動の車両には教職員や部活動指導員、保護者らの「同乗が望ましい」
- 校長や教頭ら学校の管理職は、児童生徒の引率計画について、書面による事前承認を含む安全管理を徹底する
- 引率計画は保護者に事前に連絡。

【貸し切りバスやレンタカー】

- 適切な業者を選び、契約書を交わすなど学校全体で対応する
- 部活動の遠征などでレンタカーや自家用車を利用する際の、教職員向け「安全管理チェックシート」を作成。事前確認と当日確認の2種類
- 「運転者の免許証や事故歴」「車の定期点検や適切な保険の加入」「運転者の健康状態」などを確認し、管理職に提出する。

2. 学校教育等に関する移動の安全確保について

学校教育等に関する移動の安全確保のための対策（令和8年6月）概要 ①

令和8年5月、部活動の遠征のためのバスによる移動中に死傷者が出る重大な事故が発生したことを受け、文部科学省と国土交通省は「学校教育等に関する移動の安全確保に向けた連絡会議」を設置し、自動車による移動時の安全確保について対策をとりまとめた。

1. 事故の概要

- 令和8年5月6日、学校法人北越高等学校の部活動の遠征のため、マイクロバスによる移動中に、生徒に死傷者が出る重大な事故が発生
- 事故に至る経緯等については現在も捜査中であるが、北越高校と蒲原鉄道との間で認識が異なっている状況。両者は、当該バスの手配について、事前に見積書や契約書を交わしていなかったと回答

2. 今後の対策

- 教育課程内の活動においては、移動が必要となる場合、原則、公共交通機関、貸切バス等又はスクールバスを利用することが基本。教育課程外その他の活動においても、特に長距離・長時間の移動が必要となる場合、地域の実情も踏まえつつ、利用可能な範囲で、公共交通機関等の利用も含めて移動手段を検討することが重要

（1）ガバナンスの徹底

- 学校の設置者は、学校教育等における移動の安全確保について設置する学校に対して適切に管理運営。学校及び交通事業者等は、安全確保のための措置について、契約内容等の書面での確認を含め、担当者任せにせず、組織として対応
- 学校の管理職は、学校における「安全管理の責任者」であり、学校外で行う部活動を含む学校管理下の校外活動のための児童生徒の引率計画や教職員の出張について、書面等による事前承認を含む安全管理を徹底
- 学校は、児童生徒の校外活動の計画について、書面等により、保護者に対して事前に連絡

（2）適切な事業者選定と契約の透明化・文書化

- 学校は、法令に基づく許可又は登録を受けた交通事業者等であることを確認するとともに、貸切バス事業者安全性評価認定制度を参考にするなど、適切に交通事業者等を選定
- 貸切バス事業者、レンタカー事業者、旅行業者は、事前に学校に対して書類の交付が必要な場合、適切に交付
- 学校、交通事業者等ともに、自動車の利用前に、見積書¹⁶、契約書等の書面により契約内容（契約主体、内容等）を明確化。契約に関する書面については整理して保存

学校教育等に関する移動の安全確保のための対策（令和8年6月）概要 ②

（3）レンタカーでの契約の在り方

- 学校は、レンタカーを利用する場合、レンタカー事業者以外の事業者等に依頼せず※1、自らが借受人となってレンタカー事業者と契約を行い、貸渡証を受領し、当日携行
- 学校は、レンタカー契約に際して、実際に運転する可能性がある全ての者を貸渡契約に運転者として明記するとともに、マイクロバスを借り受ける場合における運行区間、行先、利用者人数、使用目的等を網羅的かつ適切にレンタカー事業者に申請
- レンタカー事業者以外の事業者等は、学校に代わってレンタカーを手配しない※1

※1 法令上の登録を受けた旅行業者等を介してレンタカーを手配する場合を除く。

（4）自家用自動車・レンタカー利用の際における「安全管理チェックシート」の活用

- 学校の教職員は、部活動の遠征等のための生徒の引率に当たって、自家用自動車やレンタカーを使用する場合、「安全管理チェックシート」を参考に、①事前に引率計画や運転者の資格等及び自動車の安全性の確認、②当日出発前に引率の実施や運転者及び自動車の状況に関する確認を行う

その際、学校の管理職は、引率計画や移動計画等について、書面等による事前承認を徹底

（5）運転者の手配の在り方

- 学校は、自家用自動車やレンタカーの使用の際には、学校自らの責任で、運転者を直接手配すること又は関係法令で認められている事業者等※2に直接依頼し、適切に契約
- 事業者等は、関係法令で認められている場合を除き、運転者の手配の依頼があっても、手配しない
- 学校は、その責任において手配する運転者について、適切かつ有効な運転免許を保有していることや、事故歴・交通違反歴等の懸念事項がないことを事前に確認

※2 自家用自動車管理業者や許可を受けている労働者派遣事業者又は職業紹介事業者等

（6）教職員等の同乗について

- 学校は、児童生徒の発達段階も踏まえつつ、自動車に教職員等（部活動指導員、保護者等も含む。）が同乗することが望ましいことを踏まえ、必要な教職員等を適切に配置

（7）安全意識の啓発・研修等

- 学校の設置者は、学校の管理職や児童生徒の引率において運転者となることが想定される教職員を対象として、安全管理の責任者や運転者としての安全意識の啓発・研修等を実施することが望ましい
- 学校の管理職は、移動の安全確保に関する啓発・研修等への参加に努めるとともに、国土交通省の地方運輸局等においても、教育委員会や都道府県私学担当部局その他校長会・教頭会等が学校の管理職に対して研修を実施する際に、運輸安全マネジメントの啓発を行うなど、研修への協力に努める

*部活動の地域展開による地域クラブ活動についても、適宜読み替えて適用する。